

第8回（平成26年度第4回）

札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成26年10月24日（金）午前9時30分開会  
場 所：札幌市教育文化会館3階 研修室305

## 1. 開 会

○事務局（有塚子ども企画課長） 皆さん、おはようございます。

子ども企画課長の有塚でございます。

それでは、定刻となりましたので、第8回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まずは、本日の委員の出欠状況と会議資料について確認をさせていただきます。

本日の出欠でございます。

加藤委員、芝木委員、末岡委員、林委員、平野直己委員より欠席のご連絡をいただいております。参加委員数は20名となります。また、前田委員からは、遅参する旨のご連絡をいただいております。

次に、会議資料の確認でございます。

会議次第の資料一覧のとおりでございます。資料1、資料2-1、資料2-2、資料3を事前に郵送させていただいておりますけれども、資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、資料の一部に誤りがございましたので、資料の差替分ということで追って郵送させていただきましたけれども、差替分をお持ちでない方はいらっしゃいませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（有塚子ども企画課長） それでは、ここからは金子会長に議事の進行をお願いいたします。

## 2. 議 事

○金子会長 おはようございます。

お忙しいところ、ありがとうございます。

いよいよ、きょうからは、プランそのもののご審議をお願いすることになります。

まずは、過去10年間、具体的には、後期計画を5年間実施していただいておりますので、その状況報告を先をお願いして、それから、子ども・子育て会議の主要な議題でございます「新さっぽろ子ども未来プラン」についての素案を審議していただきたいと思っております。

まず、議事1の後期計画の平成25年度の実施状況について、事務局からご説明をいただきます。よろしく申し上げます。

○事務局（有塚子ども企画課長）

私からご説明をさせていただきます。

本日は、議事2にございますとおり、新たに策定いたします「（仮称）新さっぽろ子ども未来プラン」の計画素案に関する協議が中心になりますけれども、その前に、議事1といたしまして、現行の子ども施策に係る計画である「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」の平成25年度実施状況について、資料1をもとにご説明をさせていただきます。

まず、資料1の2ページの上段をごらんいただきたいと思っております。

当プランは、平成15年に制定されました次世代育成支援対策推進法で策定を義務づけられている市町村行動計画でございます。平成22年度から26年度が後期計画期間となっております。毎年、進捗状況を点検・評価して、本市では、庁内の会議を経た後、子ども・子育て会議を経まして市民に公表することとしております。

戻りまして、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

後期計画につきましては、上段の基本理念、左にあります7つの基本目標、その横の基本施策を設定し、それに応じる形で個別事業を設定しております。

個別事業の実施状況につきましては、15ページ以降に掲載しておりますけれども、本日は時間の都合もございますので、2ページから5ページの実施状況総括と6ページから14ページの基本目標ごとの取組状況から抜粋して実施概要を説明いたします。

それでは、平成25年度の実施状況について、2ページに成果指標の状況、3ページに成果指標から見た点検・評価を記載しておりますので、こちらでご説明させていただきます。

まず、2ページにございますとおり、後期計画では市民の視点に立った成果を把握するために計画全体の成果指標と基本目標ごとの成果指標を設定してございます。

まず、後期計画全体の成果指標でございます。

「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合」は、平成25年度が60.7%で、24年度の55.2%と比べまして5.5ポイント上昇しております。また、平成20年度当初値の46.4%からは14.3ポイント上昇しております。このことから、本市の子ども施策全体が一定の成果を生んでいるものと評価できるところでございます。

一方、「子育てに関して不安や負担感を持つ保護者の割合」につきましては、平成25年度が56.8%で、24年度の54.8%より2ポイント悪化しております。また、平成20年度当初値の46.7%と比べて10.1ポイントの悪化となっております。

そこで、このアンケート調査におきまして、これらの不安や負担感の理由を市民に聞いたところ、「子育てに伴う経済的な不安・負担」が49.5%、「子どもの外出時の安全面」が44%と高くなってございます。

これは、有業者に占める非正規雇用の割合が増加しているとともに、北海道の常用労働者の平均給与額が減少傾向にあること、また、子どもを狙った不審者等の事案による被害者数が増加傾向にあることが影響していると考えております。

次に、基本目標1から7の成果指標についてでございます。

まず、上昇傾向にある成果指標でございます。

目標1の「子どもの権利が尊重されていると思ふ人の割合」、目標2の「安心して妊娠・出産ができる環境が整っていると思ふ人の割合」、目標3-1の「仕事と生活の調和がとれていると思ふ人の割合」、目標3-2の「希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた人の割合」、目標6の「子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境が整っていると思ふ人の割合」が挙げられまして、「希望した時期に希望した保

育サービスを利用することができた人の割合」につきましては、平成26年度の目標値を既に達成しているところでございます。

こちらにつきましては、4ページをごらんいただきたいと思いますが、データ2のとおり、保育所の整備によります定員増などが評価されたものと考えております。

次に、横ばいで推移している成果指標でございます。

2ページに戻っていただきまして、目標4の「子育てについての相談体制に満足している人の割合」、目標5の「特別な配慮が必要な子どもの支援体制が整っていると思う人の割合」、目標7の「子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちであると思う人の割合」が挙げられます。特に目標4と目標5は、おおむね40%以下の低い水準で推移しております。

そこで、特に評価の低い目標4と目標5の取組状況について確認をさせていただきます。

9ページの下段をごらんください。

まず、基本目標4の「すべての家庭の子育てを支援する仕組みづくり」についてです。

重点項目17の「地域での子育てサロン」では、市内の各地域において、地域主体の子育てサロンへの支援や札幌市が指定した場所において週3回以上開催する常設子育てサロンの増設を進めております。

また、10ページ中段の重点項目20の「区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業」におきましても、区における子育て支援の拠点整備に努めておりまして、身近な地域における相談環境の整備を進めてきました。

次に、11ページの基本目標5の「特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり」です。

重点項目23の「家庭的な養育環境の整備」では、虐待等により家庭での養育が困難となった子どもに対し、より家庭的な環境を提供するため、達成目標の表にございますとおり、里親登録数の増加やファミリーホームの増設に努めております。

また、障がいのあるお子さんへの支援といたしまして、重点項目24と重点項目25のとおり、幼稚園・保育所・小学校との連携強化や特別支援教育の充実を図っております。

特別な教育的支援が必要なお子さんの学校生活を支援する学びのサポーターにつきましては、22年度の230校から25年度は255校とサポーターの活用校数をふやしているところでございます。

また、ひとり親家庭への支援につきましては重点事項ではございませんけれども、平成26年1月には「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を新たに作成いたしまして、総合的な支援強化を図っております。

ここで、児童虐待の状況についてご報告させていただきます。

ページは戻りまして、4ページをごらんください。

データ3の表がでございます。

この括弧部分になりますけれども、児童虐待相談件数は、市民にとって身近な区の体制整備によりまして、区での相談件数が平成22年度以降はふえる一方でございます。その

一方で、児童相談所の件数が減少傾向にございまして、身近な地域における市民の利便性が高まったことがうかがえる状況にございます。

基本目標4と基本目標5の取組状況は以上でございまして、これらの事業の取組状況と成果指標の状況からいたしますと、施策については充実してございますけれども、それが市民評価にすぐにつながっていないということが考えられます。

それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。

中段あたりの「目標4では」と始まるところをごらんいただきたいと思います。

評価が低い目標4に関して、子育ての相談体制として積極的に取り組んでほしいことをアンケートであわせて聞いてございます。

その結果、「相談窓口の場所や特徴をわかりやすく情報提供すること」が44.6%、「子育てについて幅広く相談できる身近な相談機関を増やすこと」が40.8%と回答した割合が高くなっております。これらのことから、今後は、施策の充実とあわせて取組内容を市民にわかりやすく周知していくことや市民の関心を喚起する取組が重要であると考えております。

最後に、札幌市の合計特殊出生率でございまして。

4ページから5ページになりますけれども、まずは、データ4をごらんください。

札幌市の平成24年の合計特殊出生率は1.11となっており、前年の1.09に比べて増加してございますが、全国平均に比べまして低い値で推移しております。また、次のページのデータ5でございまして、他の政令指定都市と比較いたしましても最低となっております。

この計画期間は残り1年となっておりますので、今回の点検・評価、あるいは、今後の社会情勢なども踏まえまして、成果が上昇傾向にある施策も含め、個別事業の改善や計画の着実な推進を図って、子どもを生み育てやすいまちを目指していきたいと考えてございます。

以上で、さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）平成25年度実施状況報告書（案）の説明を終了させていただきます。

○金子会長 ありがとうございます。

後期計画の平成25年度実施状況についてのご説明でございました。

今までのご説明に対して、あるいは、報告書（案）についてご意見やご質問がございましたら、お出してください。よろしく申し上げます。

○柴田委員 委員の柴田でございます。

資料1の2ページの基本目標ごとの成果指標について、基本目標6の指標の対前年増減のマイナス3.2ポイントについてのご説明がなかったと思います。この数字が一番高いと思われるのですが、これについてのご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（有塚子ども企画課長） 子ども企画課長の有塚でございます。

基本目標6につきましては、前年と比べてマイナス3.2ポイントとなっております

が、5年間の推移で見まして、おおむね横ばいと捉えてございます。個別の状況はありますけれども、全体的に見ては横ばいであると考えております。

○金子会長 ほかにございませんでしょうか。

資料の後ろのほうには、細かい事業の内容も含めて、たくさんのデータが載っております。そういうこともあわせて、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

○大久保委員 大久保です。

基本目標4の相談体制について、常設の子どもサロンやちあふるなどの整備が進んでいますが、一方では、それに対する市民の評価が残念ながら少し低いのですね。設置数はふえていると思うのですけれども、どのぐらいの親子が使っているかなど、実際の利用状況や数字の推移がわかれば教えていただければと思います。

○金子会長 いろいろな施設がありますから、今の段階でわかるものでよろしいと思います。

○事務局（福田子育て支援部長） 子育て支援部長の福田でございます。

相談の体制としては、まず一つに、全市を統括する子育て支援総合センター、各区役所の情報コーナー、子育て支援係、また、各区に拠点整備を進めていますちあふるがあります。また、日々の相談ということではなくても、サロンをご利用いただく中でいろいろなご相談をいただいております。

総合センターだけでも年間に1,000件近いご相談をいただいておりますし、各ちあふるにおいてもそれなりの件数となっております。ちあふるごとの具体的な相談件数の数字は手元にありませんけれども、先ほどご説明させていただいた中でもございましたように、相談体制、相談場所は行政としてだんだんふやしてきておりますが、それが市民の方になかなか伝わっていません。

それから、実際に困ったとき、利用したいときなど、市民の方が一番必要なときに情報をどこに行き手に入れるのかについてなかなかご理解をいただけない状況にあるのかと思っております。必要なときに必要な情報をどういう形で入手していただけるのかについて、PRや情報の提供の仕方の検討が今後はさらに必要だろうと考えております。

また、方法としましては、全ての地域につくっていくわけにはなかなかいかないので、次のステップとして、約180カ所に地域の子育てサロンもできてきてございまして、そういったところで、日々、ボランティアの方々が親子の触れ合いの中で情報提供したり相談に応じたりしていけるように、行政から直接ではなくても、困ったときにどこに行けばいいとかというお話をしていただけるような環境づくり、ネットワークづくりにも力を入れていきたいと考えております。

○金子会長 2ページの成果指標の状況について調査の仕方が少し書いてありまして、20歳以上の男女5,000人ということです。例えば、基本目標4については、子育てを現在進行中の方とはるか以前に終わった方、あるいは、子育てをしなかった方がいろいろまざった答えとして評価が出ているわけです。ですから、データの制約がありましょ

れども、本来ならば現在進行系の方々だけを抜き出して調べるともっと細かな数字が得られるだろうと思います。しかし、5,000人の中にどれくらいの方がまじるかはやってみないとわからないということがあると思います。いずれにしても、全体としての達成度調査の結果しか出せないという制約があることをご理解いただきたいと思います。

今申し上げたように、実際に利用されている方がどういう満足度であるかについて、データの分析は事務局では可能でしょうか。出てくるのは何百人しかいないと思いますが、それはどうですか。きょうでなくてもいいのですけれども、そういうことを業者に依頼することは可能ですか。

○事務局（有塚子ども企画課長） こちらは、5年に1回などでニーズ調査をしていく予定でございますので、そういった中で聞いていくなどの工夫をしていくことは可能でございます。

○金子会長 このデータではもうできないということですね。

○事務局（有塚子ども企画課長） このアンケート調査につきましては、5,000人中で18歳未満のお子さんがある方に聞いてございますけれども、そこまでの細かい分析はなかなか難しいかと思えます。

○金子会長 そういう調査の制約があることもご理解いただきたいと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

○ニコルス委員 おはようございます。

11ページの特別支援教育支援員について質問です。

私の理解では、支援員というのは、障がいのある子どもの学級だけではなく、通常学級に在籍しているが、何らかの身体的または発達障がいのある児童への学校生活における教室移動などといったような介助、支援ができる方だと理解しております。これは、平成22年度に230校、25年度は255校となっております、決して大きくふえているわけではないと思いますが、例えば、特別支援教育支援員に来てもらうまでのハードルが高いとか、これには何らかの理由があるのでしょうか。

というのは、私の子どもが行っている平岡小学校に小学校2年生から車椅子で移動しているお子さんが1人います。お母様が朝から夕方までびっしりついている状態で、そういうお母さんを見ていて、こういった子どもたちに気軽に支援員の活用ができたらと思うのですけれども、学校側はそういった対応がなかなかできないと母親に言っているらしく、こういうことも来年度から新制度に向けて活用しやすいシステムになればと思いました。

そこで、活用校が余りふえていない理由を教えてくださいたいと思えます。

○事務局（井口教育推進課長） 教育委員会教育推進課長の井口でございます。

特別支援教育支援員は、札幌では学びのサポーターと言っておりますけれども、こちらにつきましては、有償ボランティアの方を活用して、先ほど委員がおっしゃったように、子どもの介助や学習支援を行うものでございます。

小学校につきましては、分校を除きまして202校がございますけれども、そのうち2

00校で活用しております。ただ、中学校では、97校中55校での活用であり、42校では活用が図られておりません。中学校でも徐々に活用は広がっておりますが、やはり、小学校、中学校と、発達段階において、自分でできる、もしくは、教員だけで対応ができるということで、小学校よりは利用が低いのかなと思っています。

ただ、各学校において活用希望があれば、時間数の制約はありますけれども、活用はできます。中学校が低いのは学校から活用希望が上がってきていないということにして、今後は、従来からやっておりますけれども、学びのサポーターの活用方法等についても普及啓発しながら活用が図られるように努めていきたいと思っております。

○石田委員 石田でございます。

今、特別支援学級のことについてお話がありました。私の下の子どもが小学校5年生ですが、学習障がいと通級という形で、週何回か、同じ学校の中にある特別支援学級に通っております。

特別支援学級について、お母様方からのご相談の中でも一番多いのは、普通学級に行っているお子さんの中でも、教科ごとに特別支援学級に通いたいけれども、学校の中に特別支援学級がなく、わざわざ学校を休んで、その曜日だけは別な小学校に行って、その教科を勉強するということです。

うちの子はちょっと恵まれておりまして、同じ学校の中に特別支援学級があって、一つの教科のときに通うことができしております。しかし、特別支援学級の教員の補充がなかなか難しいようで、本当は週3回というお約束だったのですがけれども、週に1回しか通えていない現状です。このように、特別支援学級の教員が足りないということですが、これから教員をふやしていただきたいという一親としての要望があります。

また、学校の中での発達障がいや学習障がいのお子さんへの支援をする学びのサポーターについてです。発達障がいだけではなく、支援が必要なお子さんに対する学びのサポーターの時間が限られておりまして、5時間目、6時間目までいないことが多く、そこまで手が回らないという状態を学校の担任の先生から聞いたことがあります。

そこで、サポーターをふやしていただくのと同時に、時間をもう少し延ばしていただきたいということをぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局（井口教育推進課長） 教育推進課長の井口でございます。

特別支援学級につきましては、保護者からの開設要望に基づき、学校側に基本的に余裕教室等があれば、順次、開設するという事で拡大を図っております。基本的には、特別支援学級を設置しますと、そこに在籍していただいて、状況に応じて通常の学級で学ぶというような交流学习が中心でございますが、今おっしゃられたように、通常の学級においても特別支援学級で一部の教科を学びたいという場合には、学校側の対応として行っているものでございまして、個々の状況に応じてできる限りの対応をしていくことになろうかと思っております。

○齋藤委員 おはようございます。委員の齋藤です。



2つありまして、1つは、データ5にある政令指定都市の合計特殊出生率比較についてです。1. 11ということですがけれども、今後もこのような数字の推移で考えられているのでしょうか。

もう一つは、相談体制、幼保小の連携を推進したという基本目標5についてです。

これは意見ですがけれども、相談の体制は確かに充実されていると思いますし、PRや告知も十分だと思っています。ただ、体制ではなくて、姿勢の問題だと私は思っています。

相談窓口を設けました、相談に来てくださいということでは、本当にせっぱ詰まった方ではないと相談できないと思います。せっぱ詰まった方や渦中の中にいる方は、意見をまとめて相談するということが体が難しいと思います。ですから、寄り添う姿勢をどういうふうに考えるのかをいま一度考えていただきたいと思います。

また、実際に私がちあふるを利用していたとき、先生やほかのお母さんに話したいと思っても、お子さんから目を離さないでくださいと言われ、自分の子どもは何をしでかすかがわからないと思うと、そちらばかりに気がいって、結局は広い場所で子どもを遊ばせて帰ってきたということしかできず、相談したいことはたくさんあったのに、一度も相談したことはありませんでした。

また、幼保小の連携についてです。

子どもがことばの教室に通級しており、私は札幌市のことばを育てる親の会の事務局員をしております。そこには、幼児相談という枠が設けられていて、区に相談に来られた幼児は、市のポロップひろばやことばの教室の先生の幼児相談という場所に回っていくのですが、幼児相談と小学校の対応は完全に切り離されているというふうに母親として感じています。

実際に、幼保小の連携を推進したという文言の中でも、各区における研修会を実施することで推進したとなっておりますが、母親側からすると、しっかり引き継がれているのか、全体をつなげて見守ってもらっているのかと思うと、それはつながっていない、就学に関しては過去からずっと皆さん苦しまれて、不安の中におられると感じています。相談も単発ではなく、その後のフォローや継続的な支援が必要になると思うのですけれども、その辺を考えていただきたいと思います。

また、大久保委員は相談室も担当されていると思うのですがけれども、幼児の相談があったときにはどのようにフォローされているのか、市とどのようにかかわっているのか、お聞かせください。

○金子会長 まず、合計特殊出生率についてのご意見が一つですね。それから、相談体制について、簡単をお願いします。

○事務局（有塚子ども企画課長） まず、合計特殊出生率の関係でございます。

こちらについては、後ほど議事2で今度の計画素案の説明をする予定でございますが、35ページに記載がございますので、資料2-1の35ページをごらんいただければと思います。

1. 11ということで、先ほど申したように全国平均の1.41を下回っているということがございます。少子化の背景につきましては、女性の未婚率や平均初婚年齢が全国平均に比べて高いことや三世代世帯の割合が指定都市の比較の中で最も低いことが特徴としてございます。そのほか、仕事と子育ての両立に関する課題や、出産・子育てに伴う経済的な負担など、さまざまな要因が考えられます。

そこで、私どもの計画では、こういった要因がありますので、子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、生まれたお子さんが豊かに育つことができるように、子ども・子育て支援の総合的な環境整備を推進していき、これが結果的に出生率の上昇に当てはまっていくと考えております。

出生率については、以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

もう一つの相談体制についてはいかがでしょうか。

○事務局（山下教育委員会幼児教育企画・研修担当係長） 教育委員会幼児教育センターの山下と申します。よろしく願いいたします。

幼児の部分の教育相談についてです。

今、幼保小の連携にかかわって、幼児期と小学校の連携体制については、まさに各幼稚園、小学校、保育所等でこれまでもやってきたところですが、昨年度から組織立って継続した体制づくりをしているところです。

まずは、教職員同士が研修等を通して幼児期の学びと小学校の学習や生活の様子をお互いによく知り合うところから子どもたちの育ちをスムーズに引き継ぎしたり、情報共有するような取り組みを今まさに始めているところでございますので、今後は充実していくように取り組んでいきたいと思っております。

それから、教育相談についてです。

これまでは1カ所で相談を行っていたのですが、3年くらい前から各区の市立幼稚園を会場に、より身近な場所で保護者の方が相談したいときに相談できるような体制をつくっております。幼児については、言葉の相談も含めて、発達全体を見ていくことが必要ですので、そういった連携が必要と考えております。それから、乳幼児健診と幼児教育相談の連携にも今まさに取り組んでいるところですので、縦横のきちんとした連携体制を今後つくっていくため、今、進めております。

○事務局（高橋子育て支援総合センター担当課長） 子育てサロンでの相談のことについてお返事をさせていただきたいと思っております。

子育て支援総合センターの高橋と申します。よろしく願いいたします。

札幌市では、子育て支援総合センターやちあふるをはじめ、各区の地域サロンや常設子育てサロンなど、いろいろなどところで子育てに関するさまざまな相談を承っています。

私たちも、日々の研修や毎日を通しまして相談される方たちの思いに寄り添いながらお話をしっかりお聞きすることに心がけているところではあるのですが、利用される

方たちがお話ししづらいということがあるのであれば、利用される方たちの思いにさらに寄り添いながらしっかりとお話をお聞きして、サロン中の話しやすい雰囲気づくりをしっかりと見直しながら、お母さんたちに気軽にご相談していただけるような体制を整えていきたいと思っております。

また、今後も相談支援に対する研修等をしっかり行いまして、利用してくださる皆様にご満足していただけるような相談支援に取り組んでまいりたいと思います。

○金子会長 ありがとうございます。

齋藤委員、よろしいですか。

○齋藤委員 はい。

○金子会長 それでは、時間の関係もありますし、この問題は新さっぽろ子ども未来プランにも非常に関係するものですから、実施状況についてはこれで閉じさせていただきたいと思っております。

ご報告については、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、平成25年度の報告については事務局案のとおりにさせていただきます。

引き続きまして、いよいよ本番となりますが、新さっぽろ子ども未来プラン計画素案につきまして、5年分の姿がようやく出てきましたので、事務局よりご説明をいただきます。

○事務局(有塚子ども企画課長) 子ども企画課長の有塚です。

資料は、資料2-1が計画素案の本書、資料2-2が概要資料になっております。

本日は、時間の関係もあり、資料2-2をもとにご説明をさせていただきますので、資料2-1の本書につきましては、別途、ご確認をお願いしたいと思います。また、資料3には、新計画に関しますこれまでのご意見をまとめてございまして、こちらの意見も踏まえて計画素案を作成しているところでございます。

それでは、資料2-2をごらんいただきたいと思います。

まず、計画の全体構成でございますが、第1章から第6章までを予定しております。順を追って説明させていただきますので、まず、1枚目の第1章をごらんいただきたいと思います。

本章では、計画策定の背景及び趣旨や計画の位置づけなどについて記載しております。

計画策定の背景及び趣旨でございます。

現行計画の終了ということで、いずれも札幌市の子ども施策に関する計画でございますが、子どもの権利条例に基づく「子どもの権利に関する推進計画」、また、先ほど取組状況を報告させていただきました次世代育成支援対策推進法に基づく「さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)」が平成26年度をもって期間満了となります。

一方、国の動向でございますが、平成24年8月の子ども・子育て関連3法の制定に伴いまして、幼児期の学校教育・保育や地域における子ども・子育て支援の総合的な提供を

目指す子ども・子育て支援新制度が27年度からスタートする予定となっております。

さらに、3法の一つでございます子ども・子育て支援法では、この新制度の内容などを盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画の策定を全市町村に義務づけているところでございます。なお、次世代法は、当初は平成26年度までの時限立法でございましたが、10年間の延長が決定してございます。ただ、これまで市町村の行動計画につきましては義務でございましたけれども、支援事業計画の策定の義務化に伴いまして、任意となっております。

このような背景のもと、矢印の下の太枠の中になりますけれども、札幌市では、平成27年度以降に計画策定が必須となります「推進計画の第2次計画」と「支援事業計画」について、現行の推進計画と未来プランの内容について輻輳していることから、今回は双方を包含する「新さっぽろ子ども未来プラン」として計画を一本化することといたしました。

計画では、子どもの権利の推進と子ども・子育て支援の総合的な提供を目指すとともに、子どもを生き育てやすい環境を充実する結果として、長期的に少子化の改善を図ることを目指してまいりたいと思います。

次に、左下の計画の位置づけになります。

今回策定する「新さっぽろ子ども未来プラン」には、社会的自立が困難な若者への支援施策を盛り込むことで、ただいま申し上げました策定が義務づけられている二つの計画に加え、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」としても位置づけることといたします。また、児童福祉法に基づく保育所などの整備計画でございます「市町村整備計画」としても位置づけます。

なお、延長となりました次世代法に基づく計画につきましては、今後、国から示される予定でございます計画の策定指針を踏まえまして、あわせて位置づける方向で考えております。

このほか、本市の他計画との関係についてでございますが、札幌市の最上位計画でございます「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画とするとともに、関連する各分野の個別計画との整合性に配慮して策定しております。

次に、右上になります。

計画の対象は、18歳までの子どもとその家庭、また、おおむね18歳から39歳までの社会的自立が困難な若者といたしまして、計画期間は平成27年度から31年度までの5カ年計画となっております。

第1章については、以上でございます。

続いて、第2章の札幌市の現状でございます。

資料2-1の計画の本書では、推進計画と後期計画のこれまでの取組に関する評価の部と札幌市の子ども・子育てに係るさまざまな現状データの部で構成しておりますけれども、資料2-2では、それらを「子どもの権利」「子ども・子育て支援」「少子化」の3点に分けまして今後の課題となります現状データを整理してございます。

まず、子どもの権利の推進の現状でございます。

これまでの取組結果といたしまして、推進計画の成果指標でございます「自分のことが好きだと思ふ子どもの割合」や「子どもの権利が守られていると思ふ人の割合」はおおむね上昇傾向にございますが、枠の中に示しております子どもの権利の認知度が伸び悩んでいるほか、児童虐待などの子どもの権利侵害が依然として顕在化している状況でございます。

次に、子ども・子育て支援についてでございます。

議事1の後期計画の実施状況でも説明したとおり、子育ての相談・支援体制や特別な配慮を必要とするお子さんへの支援体制について市民評価が低い現状となっております。また、少子化対策に関する市民アンケートの結果、有効な少子化対策といたしまして、仕事と子育ての両立に関する意見が最も多かったこともございまして、保育所待機児童の解消など、働きながら子育てできる環境の充実が一層求められていると考えてございます。

最後に、少子化の現状についてです。

札幌市の合計特殊出生率は全国平均を大きく下回っており、少子化の進行が懸念される状況となっております。

第2章については、以上でございます。

続きまして、2枚目の第3章をごらんいただきたいと思います。

本章では、計画の施策体系といたしまして、計画の目指すべき方向性である「基本理念」、計画策定・事業実施に当たっての視点となります「基本的な視点」、「基本目標及び基本施策」の3点を掲載しております。ことしの3月13日の第4回会議におきまして施策体系案をお示しさせていただいたところですが、必要な表現の修正を加えたほかは第4回会議でお示した内容と同様になってございます。

まず、基本理念として、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」を掲げております。子どもの最善の利益を第一に考え、1点目として、子どもが札幌の将来を担う自立した社会性のある大人への成長を支えること、2点目として、子育て家庭が子育てに生きがいを感じられるよう社会全体で支えるまちの実現を目指すこと、3点目として、こうした世代や立場を超えた社会全体が子どもや子育て家庭とつながることで共生社会の実現に寄与することを骨子としてございます。現行の後期計画からは、札幌市の最上位計画でございますまちづくり戦略ビジョンの目指すべき都市像も踏まえまして、共生社会実現への寄与を新たに加えております。

次に、基本的な視点でございます。

「子どもの視点」「すべての子どもと子育て家庭を支える視点」「成長・発達段階に応じて長期的に支える視点」「社会全体で支える視点」の4つを掲げてございます。後期計画からは、すべての子どもと子育て家庭を支える視点を加えております。

最後に、基本目標及び基本施策についてでございます。

基本目標につきましては、「子どもの権利を大切にする環境の充実」「安心して子ども

を生み育てられる環境の充実」「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」の4つを掲げています。

これは、安心して子どもを生み育てるための「子育て支援」を目標2に、子どもの成長、自立を支えるための「子育て支援」を目標3に掲げるとともに、子育て支援や子育て支援を進めていく上で特に重要となります。「子どもの権利保障の推進」と「配慮を要する子どもと家庭への支援」をそれぞれ目標1と目標4に掲げております。そして、この基本目標の実現に向けて、それぞれ3つから4つの基本施策を整理しているところでございます。

なお、目標1に米印がございますけれども、ここに推進計画の第2次計画に係る施策を体系化しております。また、今回新たに加える困難を有する若者への支援施策につきましては、目標3の基本施策4に体系化しております。

第3章については、以上でございます。

続きまして、右側をごらんください。

第4章の具体的な施策の展開でございます。

本章では、第3章の基本目標及び基本施策に沿った事業を掲載しております。

資料2-1の本書では、基本目標ごとに「現状と課題」を整理いたしまして、基本施策ごとに「施策の方向性」、それから施策にぶら下がる主な事業・取組を掲載しております。

資料2-2では、先ほどの現状データで示しました主な課題をベースに基本目標ごとの施策の方向性と施策の位置づけを掲載しておりますので、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

まず、目標1の「子どもの権利を大切にす環境の充実」についてでございます。

主な課題といたしましては、子どもの権利の普及啓発や権利侵害の対応が挙げられます。

まず、子どもの権利の普及啓発につきましては、より効果的な手法として、特に就学前や小学校低学年の子どもの保護者など、子どもとのかかわりが深い世代や若い世代に対しまして、絵本などを活用した普及啓発や学校での授業によりまして理解促進を図っていくとともに、子ども向け広報紙の作成に子どもみずからがかかわるなど、市民みずからが担い手となって情報発信していく仕組みについても検討を進めてまいります。

また、子どもが利用する施設におきまして、子どもが施設運営にかかわる「子ども運営委員会」を拡充するなど、地域や市政などにおける子どもの参加の機会も一層充実させていただきます。

次に、児童虐待などの子どもの権利侵害への対応についてでございます。

子どもの権利条例に基づき設置されております子どもアシストセンターをはじめといたしまして、子どもに関する相談窓口や各種関係機関との連携強化を図りながら、さまざまな悩みを抱える子どもが安心して相談できる環境づくりに取り組んでまいります。

児童虐待の対応につきましては、「児童虐待早期発見・早期対応事業」におきまして、児童虐待防止に協力する企業とのパートナーシップ制度を創設するほか、一般市民を対象とした虐待通告の啓発事業や医療機関向けの啓発研修を実施し、早期発見・早期対応の強

化を図っていきます。

次に、目標2の「安心して子どもを生み育てられる環境の充実」についてでございます。

主な課題としては、仕事と家庭の両立と子育ての相談・支援が挙げられます。

まず、仕事と子育ての両立に関しましては、このたび、教育・保育に関する需給計画を新たに定めることとなりますので、当該需給計画の着実な実行によりまして、保育所待機児童を解消して就学前児童の保育環境を整えるとともに、小学校等と併設いたします児童会館の整備をはじめといたしまして、一部の放課後児童クラブで発生しております登録児童数の過密化に対応していくなど、就学後の児童に対する保育環境もあわせて整備してまいりたいと思います。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進といたしましては、市内企業に対する積極的な働きかけとともに、若い世代に対する普及啓発を推進していきます。

次に、子育ての相談・支援に関しましては、子育て家庭が身近に集える場所として常設の「子育てサロン」や区における子育て支援の中心的な役割を担う「区保育・子育て支援センター（ちあふる）」の整備を進めて個別支援の強化を図るとともに、区役所やちあふる等の拠点におきまして、教育・保育施設や事業のあっせん、相談場所の紹介等を行う「利用者支援事業」を実施するなど、子育て家庭が必要な情報を受け取れる体制を整備いたします。

また、子育てに関する情報をわかりやすく発信するための効果的な手法につきましても検討を進めてまいります。

次に、基本目標3の「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」についてでございます。

主な課題といたしましては、困難を有する若者の自立支援を挙げておりますが、子どもが、将来、自立した社会性のある大人へと成長していくためには、幼児期における学校教育・保育の質の向上や自立性、社会性を育む体験機会を子どもに提供していくことも重要となります。幼児期における学校教育・保育の質の向上に関しては、幼保小の密接な連携のもと保育者に対する研修や実践研究の充実を図ってまいります。

また、子どもへの体験機会の提供につきましては、既存の公園などを活用しながら子どもが自由に遊べる「プレーパーク」の拡充や旧真駒内緑小学校跡施設に子どもが自主的にさまざまな体験活動を行う場を新たに設置するなど、さまざまな体験活動事業を実施していきます。

そして、困難を有する若者の社会的自立に関してですが、関係機関等とのネットワークを充実させることで、少年期からの連続した相談支援を推進するとともに、「社会体験機会創出事業」といたしまして、若者を個別にサポートする地域ボランティアの募集と育成を行い、若者と企業等との社会体験の調整を初めとする伴走型の支援を推進していきます。

最後に、資料の3枚目になります。

目標4の「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」についてでございます。

生まれ育った環境や障がいの有無などによって子どもの成長が阻害されることがないように、虐待など不適切な養育環境で育った子どもに対する家庭的な養育環境の推進、障がいのある子ども・発達に気になる子どもへの支援の充実、それから、ひとり親家庭への支援を充実していくことを課題に掲げております。

虐待などの理由による社会的養護が必要なお子さんへの支援といたしましては、特定の大人との安定した関係の中で信頼感や自信を得て健やかに成長できる家庭的な養育環境を提供していくことが重要となることから、里親委託の推進や5～6人の子どもを養育者の住居で育てる「ファミリーホーム事業」を実施していくとともに、老朽化した児童養護施設につきましては、ケア単位での小規模化やグループホームの設置を推進していきます。

次に、障がいのあるお子さんへの支援に関しましては、子どものライフステージに応じた一貫した支援を実施していくため、療育の場・相談の場を身近な地域に確保して必要な福祉サービスを提供していくとともに、保育所や幼稚園、学校などにおける体制を充実していくなど、関係機関や地域住民と密接に連携して障がいのある子どもたちが障がいのない子どもたちと触れ合いながら個々の力を十分に発揮して成長できるよう、社会全体で支え合う環境の整備を推進してまいります。

最後に、ひとり親家庭への支援についてでございます。

ひとり親家庭の就業機会を創出するために、「ひとり親家庭等就業機会創出事業」では、ひとり親家庭に理解のある企業を開拓しまして、ひとり親家庭を対象とした合同就職説明会を実施するなど、個々の家庭の状況に応じた就業支援や経済的支援を行うとともに、多くのひとり親家庭におきまして子どもの学習面の不安を抱えていることから、ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援を実施し、ひとり親家庭の子どもの自立を推進してまいりたいと考えてございます。

第4章については、以上でございます。

続いて、第5章の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における需給計画についてでございます。

ここは、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に該当する部分でございます。新たな計画におけます重点取組事項となります。

本章では、この掲載イメージにございますとおり、これまでの子ども・子育て会議で重点的に協議をしてまいりました教育・保育等のニーズ量に対する提供体制の確保内容を掲載することになります。こちらは、現在作成中でございますので、11月27日に開催いたします次回の会議で掲載内容についてお示しをさせていただく予定でございます。

続きまして、第6章の計画の推進体制についてでございます。

まず、計画の進捗管理に関する体制でございますが、庁内の会議である「子どもの権利総合推進本部」と外部の会議である当会議、子どもの権利委員会で点検・評価を行ってまいります。

外部の会議につきましては2つございますけれども、それぞれの会議の役割といたしま



しては、「子どもの権利委員会」が推進計画部分を所掌いたしまして、「子ども・子育て会議」は推進計画を除く計画全般を所掌することになります。

次に、計画を着実に推進していくため、資料の表にございますとおり、計画全体、基本目標ごとに成果指標を設定しております。

新計画の成果指標は、現行の推進計画や後期計画の成果指標をベースに作成してございますけれども、特に課題となっておりました子育ての相談・支援や配慮を要する子どもへの家庭の支援につきましては、従来の成果指標からよりわかりやすい形で指標を修正しております。

まず、子育ての相談支援に関する指標でございます。

現行の指標は「子育ての相談体制に満足している人の割合」となっておりますが、子育ての悩みの解決先は行政だけに限らないということもございますので、資料の右側にございます目標2の3点目のとおり「妊娠・出産や子育ての悩みについて相談相手や情報収集手段があって、相談等により不安が軽減されている人の割合」に表現を修正しております。

次に、配慮を要する子どもと家庭への支援に関する指標についてでございます。

現行の指標につきましては、「特別な配慮が必要な子どもの支援体制が整っていると思う人の割合」となっております。この中には、児童虐待など社会的養護が必要な子ども、障がいのあるお子さんからひとり親家庭のお子さんを含んでおりますが、この指標では、各対象の評価が見えないこともございますので、本計画では基本目標4のところに記載しておりますとおり、対象別に指標を設定いたしました。

また、指標につきましては、一部、他の計画から引用している指標がございます。基本目標3の2点目の「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合」は「札幌市教育振興基本計画」から、それから、基本目標4の3点目の「今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある人の割合」は、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」から引用している指標となっております。

第6章については、以上でございます。

新計画の概要につきましては以上でございますけれども、最後に、今後の計画策定スケジュールについてご説明をさせていただきます。

第6章の下に表がございます。

まず、本日の会議におきまして、計画の全体像について初めてご説明させていただきました。そのため、本日の会議だけではなく、さらに10月31日の金曜日までの1週間に質問・意見募集期間を設けさせていただきまして、質問やご意見をお手元でございます質問票によりまして、事務局までご回答をいただきたいと考えてございます。そして、いただいたご意見等をもとに事務局で計画素案を修正いたしまして、修正後の素案につきましては、11月27日の木曜日に開催いたします第9回会議で再度協議させていただきたいと考えてございます。

なお、9回目の会議では、子どもの権利委員会からいただいている意見も踏まえた計画素案の修正内容を提示させていただきたいと考えております。

第9回会議後につきましては、12月に庁内会議において計画原案の了承を得た後、来年2月のパブリックコメントの実施を経まして、3月から4月にかけて計画を策定・公表してまいりたいと考えているところでございます。

大変長くなりましたが、議題2に関する説明については、以上でございます。

○金子会長 どうもありがとうございました。

議事2につきまして、資料2-2のA3判を中心にご説明をいただきました。

委員の皆様方には資料2-1の詳しい内容の素案も事前に送付させていただいておりますので、ただいまからご意見やご質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○品川委員 品川です。

今、丁寧なご説明をいただきました。

今までさっぽろ子ども未来プランの前期計画をやり、後期計画をやり、新さっぽろ子ども未来プランということで、今回は実質的には第3ステージになると思います。

今ご説明いただいたものを見るとこういう流れになるのだろうなということはわかるのですが、今回のプランは新制度が始まることを見越してのプランなので、かなり慎重に見ていかななくてはいけないのではないかというふうに思っています。

特に、これを見ますと、待機児童の解消に向けた量についてはかなり確保しており、ハード面ではいろいろな取組をされていると思うのですが、これからはその質をどう確保していくのかが非常に大きい問題だと思うのです。

先ほど齋藤委員からも出ましたが、つくられても質問や相談しにくいということで、例えば2ページ目の基本目標2の基本施策3に「子育て家庭に対する相談・支援の充実」とあり、相談窓口をこれだけ多くつくりました、広報もしましたというだけではなかなかふえていけないところがある中で新しい取組を何か考えられないのだろうかということもぜひ考えていただけたらいいなというふうに思います。

それから、最も大事なと思うのは、基本目標3の基本施策1にある「幼児期の学校教育・保育の質の向上」です。これだけ一気に入れ物がふえたということですが、北海道や札幌に住んでいる人は変わらないわけで、その人たちみんなそれを担うわけですから、考え方によっては今までの質が希釈されるとも考えられると思うのです。

特に小規模保育では、札幌市の場合、今のところ、保育士資格を持たないで加わることは考えられないかもしれませんが、それでも、2人体制の保育ママでやっていくときに、保育ママや認可外保育所もそうですけれども、今後、小規模保育として認可されていったときにはそれを公的資金でやるわけです。ですから、質の保証は、事業者だけではなく、札幌市が責任を持ってやっていくべきだと思います。また、そのノウハウがわからないことに対してどうサポートするかが大変重要だと思います。

そこで、中身を見ますと、例えば、監査体制を充実させる研修とありますが、少なくとも

も、今までの既存の保育所の監査と同じようなやり方では難しいと思うのです。それは、伝統のある保育の枠組みでやってきているところであれば、ここがいけないです、改善してくださいと言っても改善する力はあると思いますが、今やり始めたばかりでどう改善していいかわからないという場合もあると思います。ですから、むしろ、指導的、スーパーバイズの的に回って、小規模保育所なり保育ママの悩みを吸い上げていき、一緒に保育を高めていきたいと思いますという体制をぜひつくっていただきたいし、それに対して予算も多少はかけるべきだというふうに思います。

それから、預ける側の心配もあると思うのです。小規模の保育所だと、例えば、一般の保育所で先生がいっぱいらっしゃれば、ある先生におやつということがあっても違う先生に相談することができますが、先生が2人しかいなければ、どちらにも言えないということが生じる場合があります。このように、利用者の親御さんの不安をどこで吸い取って解消していくかという部分が見えなかったのです、そういうことも入れていってほしいなというふうに思います。

とにかく、質の向上はもちろんですが、維持に向けて十分議論して行って、新しい取組もしていただきたいというふうに思います。

○金子会長 ありがとうございます。

非常に大事なことだと思います。今の段階で事務局からご意見はございませんでしょうか。

○事務局（美田指導担当課長） ただいま委員から保育の質について懸念されているというところがありました、私どもも課題として十分認識しております。

施設の認可については、本会議で決定した事項に合致する施設を選考することとなります。そして、新しく認可となった施設が決定した後は、事業者の皆さんに認可施設であることの責任と保育指針の遵守について十分に理解をしていただくよう、具体的な保育過程や保育計画の作成を課していくこととなります。これらのことをしっかり担保できるような研修を実施していくことを考えております。それから、施設にも出向いて指導できるような指導体制の強化に向けて人員の要求もしていきたいと考えているところです。

小規模のよさを生かした小規模ならではの保育もごございますので、そこら辺を充実できるように指導していきたいと考えております。

○金子会長 ありがとうございます。

この問題はずっと続いていくと思いますが、とりあえずのご回答でございます。

○平野（博）委員 平野でございます。

何回目かの話のときに、基本計画を立てるときにそこで働く労働者の処遇についてもきちんと書き込むべきだということで、何らかの整理をいたしますということになっていたと思います。今あったように、質の向上をどういうふうに担保していくのかが重要な課題になるのだろうと思っていますので、どこでも構いませんけれども、そういったことをぜひやっていただきたいと思っています。

例えば、保育士の定着率が非常に悪いということがあります。なぜ悪いのだろうということですが、いろいろな集会をやっていると、臨時職員を5年も6年も続けられないようなところがあるのです。また、1年や2年で人がどんどんかわってしまうような施設もあるという話をお聞きします。そんなことはやっていませんという園もあるのですけれども、中身を改善することもこの計画の中にきちんと織り込んでいかないと、なかなか前に進んでいかないのかなと思っていますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つは、1週間で意見の提出を締め切るはつらいので、せめて2～3週間、メールの場合は3週間ぐらひはやってもらいたいと思ひます。仕事を持っていますと、中身を全て読み込むという話は難しいのかなと思っていますので、ぜひともご検討をお願ひします。

○金子会長 ありがとうございます。

質の問題というのは、人の問題、人の能力の問題、それから、処遇の問題、働く時間の問題など、いろいろと分けて考えていくしかないのですが、それを全部一緒に質と言っているわけですから、少しずつやっていっていただくしかないだろうと思ひます。

しかし、今のご意見は非常に大事なことで、働く側の立場をここの中にどういう形でも組み込んでもらいたいという希望は大変よくわかります。

それから、質問や意見の提出の締め切りを少し延ばしてほしいということについて、事務局からいかがでしょうか。

○事務局(有塚子ども企画課長) 先ほど、来年のスケジュールを説明しましたけれども、4月の公表を考えますと非常にタイトなところですよ。締め切りについては、2週間、3週間というのはなかなか難しいのですけれども、もう数日延長が可能かについては検討させていただきますたいと思ひます。

○岡田委員 子育て支援ワーカーズの岡田です。よろしくお願ひします。

品川委員が今おっしゃったことと重なるところもあるのですけれども、計画を見ていると、相談窓口もふえ、待機児童が少なくなるように保育園に入園できる子どもたちの枠も広がりました。また、妊産婦のところでは言いますと、緊急時に対応できる産婦人科をふやしていこうということも盛り込まれているということでした。

まずそこがないと始まらないということで、器も大事ですが、アンケート結果でも出ているように、便利な環境や安心する環境が整っているというパーセンテージが多い一方、不安を抱えている方がいつまでたっても少なくなることはないのは、やはり中身のことだと思ひます。

妊産婦についての部分もそうですが、実際に、今、健診はできるけれども、分娩できない産婦人科もふえていることや、設備が整っていないながらお医者さんがいないので機能していないような小児科もあると伺っています。ですから、中で働くマンパワーを充実させるために、質と人の十分な配置は非常に大事になっていくのではないかなと思ひます。

制度もいろいろなことが整備されてきまして、男性が育児休暇をとれる会社が非常に多いです。見てみると、とれますよと社則の中になつていますが、実際にどうかというところ、

とれていないのがほとんどの現状です。そういった制度について、使えない制度ではなくて、使える制度にするためにどうしたらいいかという、制度の中身を変えるというよりも、そこで働く方たちの認識といいますか、意識を少しずつでも変えていかないと、目標になかなかたどり着かないのではないかという思いがあります。

実際に私たちがかかわっている広場やサロンに来る親子、また、支援に伺う家庭の中では、お父さんの役割が昔と違って前面に出てきているというか、広場にもお父さんが子どもを連れてたくさん集まるようになってきました。制度を使う側の若いお父さんたちは割と意識改革がされています。子育てや家事にかかわりたいと思っているお父さんは非常に多いし、実際にそうされている方もひと昔よりは非常に多くなったと思っています。

ただ、そういった方たちは、仕事が忙しいとか、育休をとると上司にとっても言えないとか、そういうような問題を抱えているのです。ですから、そういう制度の中で人がどう動くかについては、制度を使う人側だけではなくて、会社のコアになるような部分の方たちの意識を少し変えていくなど、そういう人の気持ちを変えていけるような取組もこの中に盛り込んでいただけたらなと思っています。

非常に難しくて漠然としたことですが、動くのは人間ですから、器だけではなくて、中身のマンパワーについて、これから5年間ということですので、5年後にはこういうふうになるなというイメージをみんなで作ってほしいかなと思っています。

○金子会長 特に札幌市だけでやれることでもないところがたくさんありますので、ご意見として受けとめておきたいと思います。

○下村委員 先ほどから相談・支援体制の市民の満足度が低いということが話題になっております。新プランにおいても、区保育・子育て支援センター「ちあふる」の整備事業等が挙げられていますが、厚別区では、今のところ、ちあふるがございません。どのような計画が立てられているのか、お聞きしたいと思います。

○事務局（竹内子育て支援課長） 子ども未来局子育て支援課長の竹内と申します。

ご質問にございました区保育・子育て支援センター「ちあふる」でございますけれども、札幌市では全区に整備したいということでこれまで取組を進めてきてまいりまして、現在、7つの区への整備が既に終わっております。ご指摘にもございました厚別区も含めまして、中央区、南区の3つの区では現在未設置となっております。

そこで、まずは来年4月に南区で開設するという事で既に改修工事をしています。ここは真駒内緑小学校を跡施設として活用するという事で、現在、改装工事に既に入っております。来年4月には開設する予定になっております。

残る厚別区と中央区は、現在、早期に開設したいということで、庁内で議論をしているさなかでございます。少なくとも、厚別区につきましては、今年度中には開設の場所・時期等についてご説明できるような状況になろうかと考えております。

○渡辺委員 小学校長会の渡辺でございます。

先ほどより、委員から相談・支援等にかかわっての質だとか意識についての話がありま

したので、小学校の現状をお話しさせていただきたいと思います。

先ほど、幼児教育センターの山下係長からありましたように、幼保小連携ということで昨年度から連携推進協議会が各区に立ち上がっています。その中の一つに、きょうの話題にかかわる動きとしては、先ほどもありましたけれども、連絡会という一つの引き継ぎ会のみならずというのが大きなところかなというふうに思っています。

それはどういうことかという、連絡会で1月に引き継ぐわけですが、その前後に、幼稚園、保育所からの要請に従って、保育をしている現場に伺って小学校の教員が活動しているお子さんの様子を見に行くということが、本校もそうですけれども、この2年間は非常に多くなってきていると思います。実際に見て、現場の保育士の方にお話を聞く動きが非常に強くなっていることが1点目です。

もう一点は、保護者の方についてです。

2月に各小学校で一日入学、保護者説明会がございます。現実には、2月に小学校でこんなことが大事ですよというお話をさせていただきますが、時既に遅しと言ったら言葉がおかしいですけれども、現実にはもっと早くからというお声を学校も聞いております。

そこで、今、小学校側としてもう一つ進めさせていただいていることは、幼稚園や保育所に伺って、私の学校では保育所2園、幼稚園4園と既に連携しているのですが、年長の子の保護者の懇談会にお邪魔して、学校でこんなことが必要ですよということをご説明させていただきます。私のいる学校は中央区ですけれども、中央区としても、学校として進めていこうという話を進めているところです。

それから、保育の質ということもあつたと思います。今進めさせていただいている一つに、幼稚園や保育所に小学校の校長や教員が伺って、保育をしている現場の中で小学校との意見交流をさせていただいたり、小学校の授業を見に来ていただいております。昔は小学校の敷居が高いと幼稚園や保育所の皆さんから怒られていたのですが、敷居を低くする事業を進めさせていただいております。ただ、どこの学校でもやっているかという、そうではないという現実があります。

それから、小学校に就学してからということで、先ほどからもあるように、教育相談は学校の中でもちょっと敷居が高い部分があつたところがございます。今、スクールカウンセラーを中心にしながら学校の中での教育相談のハードルを低くしていこうとしております。そこで、本校もケース検討会議というようなパブリックなものではないのですが、身近な相談をと呼びかけて保護者の方との相談などを進めております。

それから、中学校の進学に向けてということで、本校でもそうですけれども、保護者や児童に中学校の見学を勧めております。これはきょうの話題ではないと思うのですが、外側の制度を進めていくのではなく、中身について私たちがどう意識を持っていくかがすごく大事なところかなというふうに思っています。

校長会には、特別支援教育部や経営部といった専門の部がありまして、そこでの研修活動の中で広めているところではあるのですが、啓発に終わっているのが現状かなと

思います。

ここは要望を出すところではないのですけれども、先ほどの学びのサポーターのお話にありましたように、今、学校数はふえています。でも、逆に言うと、時間数が減っています。そうした現状の中で、本校においても、支援が必要なお子さんたちは520名のうち50名を越す人数がいて、マンパワーが本当に少ない現状であるということも認識していただければというふうに思います。

○金子会長 貴重な現状説明だったと思います。どうもありがとうございました。

○柴田委員 委員の柴田でございます。

一つお願いと二つのご質問をしたいと思います。

お願いについては、先ほど平野（博）委員もおっしゃられたとおり、資料2-2の2ページ目に課題として仕事と家庭の両立、子育て相談・支援とございます。

実は、ここにいらっしゃる保育所、幼稚園、学童保育、児童会館関係者の方たちの中の事業者や従業員にも子育てをしている人たちが随分いるわけで、施設の受け皿である事業者には相当数の職員がおります。

私どものところなどは、学童保育の指導員が好きだということで、子育てをしながら、ダブルワークしている指導員もおります。基本目標2に「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」を掲げているのであれば、4月から「新さっぽろ子ども未来プラン」が発足したときに、本当に安心して親が子どもを育てられる環境をぜひお約束していただきたいと思います。

それから、二つの質問でございます。

すごく分厚い資料が送られてきましたが、資料2-1の57ページを見ていただきたいと思います。

この中に民間児童育成会への支援があったと思ってすごく喜んでおりました。ただ、あるメンタルの先生がおっしゃっていたのですが、親の子育てに対する不安は、インクの吸い取り紙のように、共同学童保育の中の父母会で全部吸い取ってくれるということです。また、前にも言いましたけれども、札幌市内において、メンタル相談に来る母子には共保の親はほとんどいないのですということをおっしゃっておりました。ですから、共保がふえると精神科医は非常に楽になります。

先ほど、制度ではなくて姿勢の問題だとほかの委員の方もおっしゃっていらっしゃいました。働いている親は、そのためだけに時間はとれません。例えば、仕事の帰りに、今、うちの子はこうだあだという家庭の中のトラブルまで指導員に話したり、父母会のときに同じ親に話したりということで、不安を吸い取り紙で吸い取ってもらうのです。それをアシストセンターの電話番号は何番で、何時までに行かなければならない、連絡をとるとしても、行政ですので9時から17時までですよ。その時間にわざわざ休暇をとって行けるのは、本当に限られた職種の方たちだと思うのです。

それで、気にはなっていたのですと言いながら、にっちもさっちもいなくなった段階

で休暇をとって子どもを連れていくのです。しかし、駆けつけはしても、先ほどおっしゃっていたように、広い中で子どもを遊ばせて帰ってくるような受け皿ということにもなりかねないと思います。

この部分は、予算をつけて、制度を整えるのも大切ですが、働く親たちが気軽に行ける本当に生きた制度を考えていただきたいということで、それを具体的にお願いします。

もう一つは、量と質の問題です。

前回は量的には充足するだろうということでした。今回は質の問題についてお話できるというように思っておりましたら、また分厚い資料がありまして、質の問題までなかなか行きかねているところがあって、それが非常にいずいところではあります。そこで、平野委員がおっしゃるように、質問や意見の提出期間をもう少し長くしていただきたいと思います。

また、学びのサポーターの質の問題です。

実際に学びのサポーターは255校ということで、量的にはかなり機能していると思いますが、学びのサポーター1人の相談時間が30分ということをご存じでしょうか。

私の親も利用したことがあります。どこの誰がして、問題点はこうでと言いかけたときにもう時間ですということになってしまいました。ですから、質の問題については、先ほど校長先生もおっしゃっていましたように、本当に生きた制度となるように考えていただきたいと思っております。

○大久保委員 大久保です。

いろいろとあるのですけれども、3点だけお話ししたいと思います。

一つ目は、基本目標2-1の「働きながら子育てしやすい環境の充実」についてです。

きのう、ちょうど裁判があって、マタニティーハラスメントの問題がありました。あれは論外ですが、働きやすい環境の職場をつくることはもちろん大事だと思うのですが、基本目標2-1を見ますと、取組が余りないのです。

私の所属している法人は社会福祉法人あむと申しますが、そこでもワーク・ライフ・バランスの認証をいただきまして、あれはとても有効なことだと思うのです。ただ、どこかにも書いていましたけれども、介入は難しいので、もう少し企業を引っ張るといって、企業側へのメリットがもうちょっと多くなるようにする、また、あの認証は手を挙げればいいみたいな感じなので、手の挙げ方も厳しくするのです。

例えば、先ほどどなたかがおっしゃっていましたけれども、男性の育児休業を実際にやりますではなく、やったかなど、そんなふうにワーク・ライフ・バランスを使って働きやすい環境にもう少しぐっと突っ込めるようにならないかなと思いました。

それから、全然違うのですけれども、先ほどから出ている相談・支援のことです。

全市的にどうするかということです。私は障がいの領域でやっているのですが、全く同じ話がどこでも出ております。ただ、余りにも大き過ぎて、全市的にどうしようかという



ことは難しいのです。そこで、今は区単位や面的でどうやっていくかを考えているのです。

例えば、ちあふるを拠点に、子育てサロンや保育所、幼稚園がたくさんあると思いますが、ある小さいエリアに区切って、そこでどうやってネットワークをつくれるのか、その関係者を集めて研修会をするとか交流会をするとか、ネットワークづくりはかけ声だけではできないと思うので、具体的にどう動くのかということもどこかで盛り込めたらいいかなと思いました。

ついでに言うと、先ほど校長先生からあったように、幼保小の連絡会はとてもいい取り組みだと思うのですが、そこに福祉も入れていただければとてもありがたいと思います。福祉側では、学校、幼稚園に関係なく、生活をずっと見ており、年齢に関係なくずっとつき合っていくのが我々の仕事ですので、ぜひ入れていただければいいなと思いました。

最後に、特別な配慮が必要な子どもたちの中の障がいのある子どもたちについてですが、二つの方向で施策が展開されております。

一つは、学校ではインクルーシブという言葉を使っていて、障がいのある子もない子も一緒にやっていこうという方向です。例えば、資料2-1の8ページには、図2に小学校就学後の放課後の過ごし方はどうしたいというものがあります。

多分、この調査に障がい児が入っていないので、反映されていないと思いますが、図で言うと、「祖父母宅や友人・知人宅」がAだとします。その次の「習い事」から「現時点ではわからない」までをBとしますと、実はCがあり、Cが障がい児専門のところですよ。この資料の12ページに障がい児の通所サービスとありますが、これは障がい児だけを集めてやっているところですよ。

言いたいことは、障がいを持っている子どもたちへの配慮は必要だし、やっていただきたいのですが、集めればいいのかというものではないと思うのです。

図2にありますように、普通の子どもたちに行かせたいところ、また、上の図1では、就学前には、約90%というほとんどの子どもたちが保育所や幼稚園に行っていますね。やっぱり、同じ割合で障がいを持っている子どもも入っていくようにしないと、障がいがある子だけを集めて何かするというのは後からで、最初に普通の子どもたちとどうするかに力を入れていただいて、その次に特別な配慮が必要なのでこうしましょうというふうなことになればいいなと思いました。

○金子会長 今のお話で、資料2-2の1ページの下に関連する個別計画が4つ挙げられています。これらはこれらで、それぞれに具体的な計画をつくって実行することになっていて、その上にはまちづくり戦略ビジョンという昨年度に決まったものがあります。そういうことから、今おっしゃったように、例えば障がいを持った人についてのプランもありますので、ここの中ではそれから借りてくるような話になるのだらうと思います。

今の久保委員のご意見に対して事務局からいかがでしょうか。

○事務局（有塚子ども企画課長） 最初に、ワーク・ライフ・バランスのお話がありました。

ワーク・ライフ・バランスにつきましては、委員がおっしゃったように、登録制を進めておりまして、それによってメリットもいろいろあるというようなことがございます。ただ、広まっていかないところもございますので、今後も、ワーク・ライフ・バランスについて、企業などを通じて広めていきます。

また、先ほどもちょっと言いましたけれども、今後は若い大学生などに対して、ワーク・ライフ・バランスが大切だと啓発することで社会により広く認知されていけば、企業としても取り組んでいかなければいけないとなるように、意識的な改革をしていきたいと考えているところでございます。

○秦委員 秦でございます。

基本的には、この計画におおむね同意いたします。

ただ、いろいろといい制度があるのですが、市民にそれがきちんと届いているかどうかという周知といいますか、PRの問題があります。この制度が生かされるよう市民がさまざまな取組についてきちんと理解してもらうような周知をいろいろと考えていくことが戦略的に必要なのかなと思っています。その上で、いい制度があるのだけれども、それが生かし切れないということがあってもいけません。

例えば、資料2-1の70ページです。

高校の中には校則や規則という名のもと、高校独自の管理的な体制があります。その中で高校に通う生徒が意外と深刻な人権侵害を受けているということも頻繁にあるのです。ですから、校風に合わず、高校の中で適応できなくなってしまい、高校をやめざるを得なくなったときに、それはそれで仕方がないけれども、70ページにある自立に困難を抱える若者への支援として、その子の進路や将来に向けて、ここにあるような制度に教育部門がつなげていけるようなサポート体制をきちんととってほしいと思っています。

ですから、やめたら、札幌市にいろいろな制度があるから、個人の選択で自由に使ってくださいということではなくて、受け手と送り手がきちんと連携するようなシステムをつくっていかないといけないと思います。制度がそれぞれ独立して点で存在しているのではなく、それがきちんと線につながり、面になっていくようなサポートを期待したいと思います。

○金子会長 ありがとうございます。

周知の問題も非常に大事なことで、パブリックコメントはあるのですが、それだけでは十分ではないというご趣旨だろうと思います。

○齋藤委員 齋藤です。

今、秦委員やほかの委員もおっしゃいましたが、高齢者の方がサービスを受けるときに地域包括支援センターなどがあるように、子育てに関してはこの人に聞けば、あっちに行ったらいい、こっちに行ったらいいとわかるようなワンストップによる申請の手助けをする仕組みも考えていただきたいなと思います。

母親だけの判断や考えによって行かなければいけないのは大変というか、途中で行き詰

まってやめてしまうこともあると思うので、コンシェルジュ的な感じで、この人に聞けば大体のことがわかるというような存在の人がいればいいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○金子会長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、質問やご意見の締め切りは31日でございますけれども、少しは大丈夫だというようなご回答がありましたので、資料2-1も含めて改めてごらんになっていただき、事務局にご意見やご質問をお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日の議事の1・2についてはこれで終わらせていただきます。

進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いします。

○事務局(有塚子ども企画課長) 本日もさまざまご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今後のスケジュールでございます。

10月31日を締め切りとさせていただいておりますけれども、意見や質問をいただいて計画素案を修正し、次回の会議で協議していただきたいと思います。期限については、長くとるといっても数日になると思いますけれども、改めてご連絡させていただきたいと思います。

なお、この後、4階の研修室401にて「認可・確認部会」を開催いたしますので、部会のメンバーの方は会場までご移動をお願いしたいと思います。部会はおよそ10分後に開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、部会では、一部の審議案件におきまして個人情報等を扱うことから非公開で実施することを予定しております。傍聴を希望される方につきましては、その点につきましてあらかじめご了承をお願いしたいと思います。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

○平野(博)委員 前回、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準概要という資料が配られていましたが、この説明が全くされていないと認識しているのですけれども、どういう扱いとするのですか。

議論の中で、暴力団云々ということは出ていましたけれども、例えば、もう一つの独自基準で、施設の増築、改築、または、移転までの間は当該基準を適用しないとありますね。せっかく1.65平米という基準を決めたにもかかわらず、これでは何十年かかるのだろうということになるのです。ですから、例えば、5年計画、10年計画の中でこういったことをやりますということをやらない限り、今まで話していたことがどうなのだろうと僕は感じてしまうのです。

これは議会物なのかどうか分かりませんが、いずれにしても、この説明はきちんとしていただかないといけないと私は感じているので、整理していただきたいと思います。

○事務局（有塚子ども企画課長） 条例案につきましては、先日の議会で提案し、可決されたところでございますけれども、その後、最初の部分につきましてはご報告をしていなかったもので、そちらについては改めて説明をさせていただきたいと思えます。

### 3. 閉 会

○事務局（有塚子ども企画課長） それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上